**規　約**

**第1章　総則**

**第1条（名称）**　本会は宮城県障がい者カヌー協会（以下「本会」という。）と称する。

**第2条（事務局）**本会の事務局は株式会社サンテック二日町事業所内に置く。

**第3条（目的）**本会は障がい者カヌーを通じて障がい者スポーツを普及、技術の向上をはかるとともに、健常、障害の障壁を無くした共生社会やインクルーシブ教育を目指すことを目的とする。

**第4条（事業）**本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

1. 障がい者のカヌー体験による障がい者カヌーの普及および選手発掘。
2. 国内外のカヌー競技会に参加する選手及び指導者の育成。
3. 県内イベントでの啓発活動。
4. 日本障害者カヌー協会、宮城県カヌー協会等の各種関係団体との連絡調整。

**第2章　会員**

**第5条（入会）**会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、承認を得るものとする。

**第6条（会員）**本会の会員は障がいの有無を問わず、次の3種類とする。

1. 正会員（通常）は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
2. 正会員（競技）は、通常会員以外に競技の要項上の理由で選手、指導者とも日本障害者カヌー協会、宮城県カヌー協会、日本カヌー連盟に入会したものとする。日本カヌー連盟は会員種別が賛助会員Ａでの入会となる。
3. 賛助会員は，この会の事業を賛助するために入会した者とする。

**第7条（会費）**会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員（通常）　1人年1,000円
2. 正会員（競技）　1人年5,000円～通常会費1,000円、日本障害者カヌー協会会費2,000円、日本カヌー連盟賛助会員Ａ会費2,000円の合算。
3. 賛助会員　1,000円

**第8条（保険）**本会会員はボランティア保険の加入を義務付ける。入会時未加入の場合は加入費を納入するものとする。

**第9条（退会）**会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

**2**　会員が、次の各号いずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき。
2. 年会費を継続して納入しないとき。

**第3章　役員**

**第10条（役員）**この会に次の役員を置く。

1. 会長：1名
2. 副会長：若干名
3. 会計監査役：1名
4. 事務局長：1名
5. 普及部長：1名
6. 競技部長：1名

**2**　第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

**3**　役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

**4　役員は、無給とする。**

**第11条（職務）**会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

**2**　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

**3**　監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

**第12条（解任）**役員が次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

**第4章　会議**

**第13条（会議）**本会の会議は、総会および役員会とする。

**第14条（総会）**本会の総会は，正会員を持って構成し，年に1回４月に開催するものとする。ただし，必要があるときは臨時に開催できるものとする。会長が招集し、会長が議長となる。

総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**２** 総会は，以下の事項について議決する。

(1)会則，事業等の変更

(2)解散

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員の選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

**３** 総会は，正会員の過半数の出席がなければ，開会することができない。

**４** 総会の議事は，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

５.決議に利害関係を有する正会員の場合決議は除外されるものとする。

**第15条 （議事録）**総会の議事については，議事録を作成する。

**第16条 （役員会）**役員会は役員をもって構成する。ただし，監査役を除く。会長が招集し、会長が議長となる。役員会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**２** 役員会は，総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し，議決する。

３ 役員会の議事は，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４. 役員会の議事については，議事録を作成する。

**第17条（事業報告書及び決算）** 会長は，毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書，収支計算書を作成し，監査を経て総会の承認を得なければならない。

**第18条 （事業年度）**本会設立年月日は令和2年1月1日とする。

**第19条 （事業年度）**この会の事業年度は，毎年3月1日に始まり，翌年2月末日に終わる。

**第20条（事務局）**この会の事務を処理するため，事務局を置く。

**第21条（委任）**この会則に定めのない事項は，総会の議決を経て，会長が別に定める。

**第22条（変更）**この会則は，総会において，出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は，令和2年1月1日から施行する。

令和2年6月1日一部見直し（第１４条第１項の見直し、第５項の追加および第16条第1項の見直し、第3・4項の追加）

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

仙台市太白区富沢1丁目5-10-Ｂ101

会長　　　　　　　　　　　　　　　印